



マイナ保険証を ご利用ください



問 保険医療課(国民健康保険) ☎56-0618 (後期高齢者医療制度) ☎56-0617

※上記以外の医療保険制度加入者は加入している健康保険組合等へ問合せください。



12月2日(月)に従来の健康保険証が廃止されます

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化の方針に基づき、従来の紙やカードの健康保険証は、12月2日(月)をもって廃止され、マイナンバーカードを保険証として利用する仕組み(マイナ保険証)に移行します。

※12月1日(日)までに発行された保険証は、最長1年間(保険証に記載の有効期限まで)使用可。



マイナ保険証を利用するメリット

①医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも医療費を20円節約でき、自己負担も軽くなります。

②より良い医療を受けることができる

本人の同意により、初めての医療機関でも過去の服薬状況や健康診断の結果を見ることが可能となり、これらのデータに基づいた適切な診療や薬の処方が受けられるようになります。

③手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。



マイナ保険証の登録方法

12月2日(月)以降はマイナ保険証での受診が基本となります。登録方法は下記のとおり。

STEP1 マイナンバーカードを申請

申請方法

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちの証明写真機からの申請

STEP2 マイナンバーカードを保険証として登録

利用登録方法

- ① 医療機関・薬局の受付(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う

マイナンバーカードを保有していない人や、マイナンバーカードを保険証として登録していない人は、原則「資格確認書」(保険証の有効期限前に交付予定)での受診となります。

マイナ保険証の仕組み等の
詳細は厚生労働省HPへ。



マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問い合わせはこちら



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 平日:9時30分～20時00分
(年末年始を除く) 土日祝:9時30分～17時30分